

石島会計メモ



平成 24 年 10 月

発行責任者

石島 洋一

社長！経理も大変なんです

皆様は、経理についてどのようにお考えでしょうか？

大会社では、人事部・総務部・経理部と独立していることが多いですが、中小企業ではこれらをすべて経理でやらなければならないことがほとんどです。

それだけでも大変なのに、法改正があればそれにも対応しなければならず、さらに大変。今回は、復興特別税を例にその苦勞をお伝えしたいと思います。

復興特別税＝復興特別法人税＋復興特別住民税＋復興特別所得税

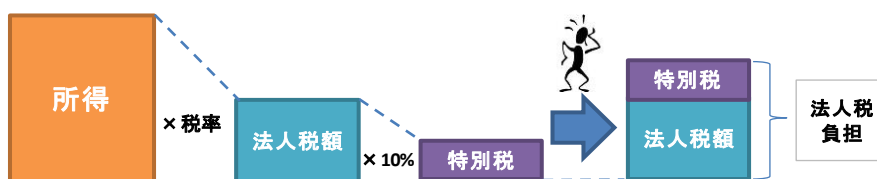
東日本大震災の被災者救援の財源確保を目的に制定された「復興財源確保法」。そこに復興特別税は定められています。

復興特別税は、①法人税、②個人住民税、③所得税の3つにかかってきます。

	適用期間
復興特別法人税	平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日開始事業年度
復興特別住民税	平成 26 年 6 月 1 日～平成 36 年 5 月 31 日（10 年間）
復興特別所得税	平成 25 年 1 月 1 日～平成 49 年 12 月 31 日（ 25 年間 ）

復興特別法人税と復興特別住民税

①法人税では、従来通り計算した法人税額の 10% が上乗せされます。



②個人住民税では、所得に応じて変動する所得割と、所得の大きさにかかわらず発生する均等割がありますが、復興特別税は均等割に上乗せされます。



これだけであればまだよいのですが、大変なのは、③所得税なのです。いよいよ、経理の苦勞の核心に迫ります。

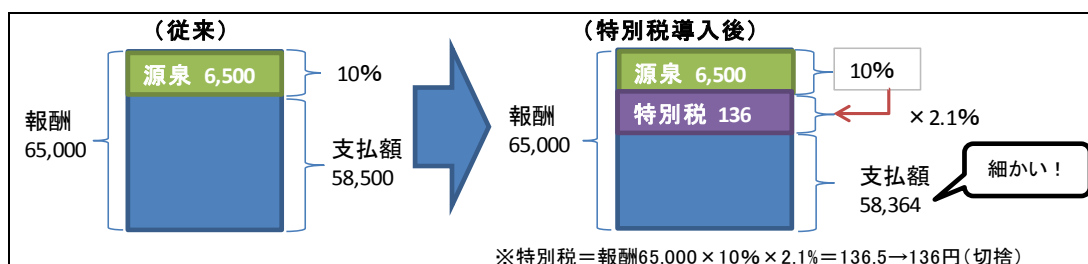
(裏面へ続く)

(表面より続き)

復興特別所得税

所得税では、基準となる所得税額に2.1%の特別税が課されます。中途半端な税率もさることながら、やっかいなのは源泉徴収に関わってくることです。

所得税の世界では、特定の支払いをする場合に所得税額を差し引いて支払いを行い、支払者が差引所得税を納めるという源泉徴収制度があります。ここにも特別税が影響してくるのです。計算例を見てみると…



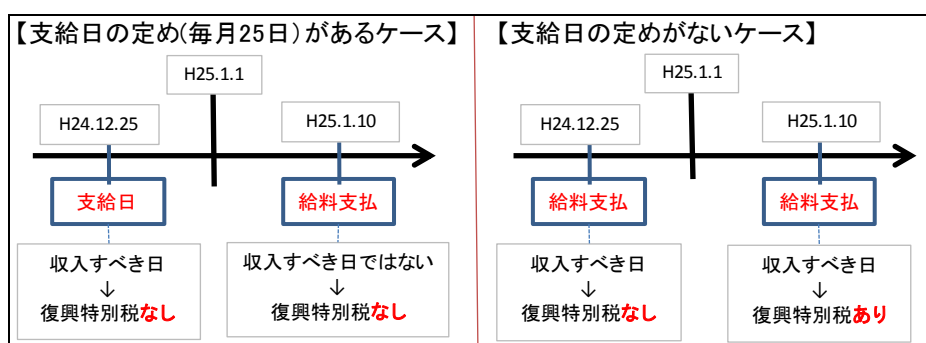
12月分?それとも1月分??

さらにややこしいのは、適用開始前後の処理です。

前述のとおり、復興特別所得税は平成25年1月1日から施行されます。では、12月分給与を1月に支給した場合、復興特別所得税がかかるのでしょうか?

ここでポイントとなるのは、「収入すべき日」がいつになるかです。たとえば、就業規則で支給日が当月25日と定められていれば、12月25日が収入すべき日となり、施行日前のため復興特別所得税はかかりません。仮に資金繰りの都合で1月の支払いになったとしても、この場合には復興特別所得税なしとなります。一方、支給日の定めがないときは、実際に支給したときが収入すべき日になりますので、12月25日に支給を受ければ復興特別所得税なし、1月10日に支給を受ければ復興特別所得税がかかります。

このように、支払い毎に個別に判断しなければならず、非常に煩雑なのです。



経理はツライよ

このように、経理のお仕事は大変です。しかし、会社の状況を把握したり資金繰りを検討する上で、経理は最重要ポジションです。経理体制が不十分と感じるのであれば、早急な対策が必要となりますのでぜひご相談下さい。

面倒見の良さは天下一品の弁護士

吉田武男先生のご紹介



石島会計の顧問先で、よくお世話になっているのが、吉田武男弁護士だ。東京神田で4名の弁護士を率いて、大活躍中。今月は、吉田弁護士を被告にしての特別紹介コーナー。

所長とは大学の同級生

吉田先生は、石島所長の大学時代の同級生だという。第2外国語に、ともに中国語を選んだことで、同級生となった。今でこそ、選択者の多い中国語だが、当時は同期生850名中、わずか20名程度。昭和40年代初頭に、中国語の重要性を見いだす先見性には頭が下がる(でも、二人とも勉強しなかったようだ。先見性も役に立つとは限らない)。

トヨタでは電算部に

吉田先生は、大学卒業後、トヨタに入社。ここで、入社時に希望所属部署を聞かれる。

「電算機以外の部署だったら、どこでも良いです」と、きっぱり答えたら、なんと電算機部への配属を命じられる。「その仕事をやってみたこともないのに、毛嫌いするのはおかしい」というのがトヨタ人事の言い分らしい。この考え方、参考になる。

その後、期するところあって、独学で司法試験にチャレンジし、合格。独学で合格してしまうのはすごい。

仕事は個人5：法人5

弁護士の仕事というのは、個人の仕事か法人の仕事にかたよる傾向にあるというが、吉田先生の事務所では法人と個人との仕事が半々という。幅広く、何でも相談できる姿勢が、そのような態勢を作っているのだろう。法人の諸問題の他、不動産賃貸、遺産分割、離婚、交通事故対応…取り扱う分野は幅広い。しかも、困った問題については、トコトン相談に乗ってくれるところが、本当に有り難い。

石島会計の顧問先は…

「吉田先生は気さくな方なので、相談もしやすい」というのが石島会計顧問先の皆さんからの吉田先生評。吉田先生からも「石島会計のお客様は、品の良い人が多いです」と、リップサービスも。何かご相談があれば石島会計の所長または担当者に一言どうぞ。但し、会計事務所とのトラブルは扱わないようだ（笑）

吉田綜合法律事務所 電話 03-5256-6791
千代田区内神田 2-11-6 共同ビル内神田 6階

東京マラソン

あの選手は 今？

芦原 衛 編

先月号から始まった、4選手の近況を報告するコーナー！第2回は芦原衛編だ。（「芦原って、だれ？」と言う人もいますと思いますが、自己紹介は次回の会計メモで掲載予定です。）

衛選手は、週3回（平日2回、土日1回）地元の中川の周りを走っている。（走る予定？走ろうと思っている？）今回は、衛選手と佐藤コーチの会話を聞いてみよう。

佐藤コーチ：最近ちゃんと走ってるか？

衛選手：何を言ってるんですか～、所長の次に練習してますよ。

慎二郎さんは、クライアントの社長に「練習はストレスになるからしない方がいいよ。」とか言われて（それはゴルフの話のはずなのに）、練習しないで挑戦するみたいだし、加藤さんは、「私も慎二郎さんを見習って練習しない」なんて言ってるし…。

佐藤コーチ：そうか、でも、所長も大した練習量じゃないようなので、皆ダメということではないか。

衛選手：大丈夫です。僕は体調は良好、食欲旺盛です。多少練習不足でも問題なしです。

佐藤コーチ：まあ、食欲旺盛で体重増えないようにしながら、完走してくれ。完走したら寿司でも御馳走しよう！

マラソン完走で、寿司！！ ごちそう様、佐藤コーチ（出場者一同）

